令和５年 11 月１日現在

後見制度支援預金　規定

1.（目的、預入れ）

（１）この預金は、後見制度（未成年後見および成年後見）を利用されている方が、家庭裁判所（以下、「裁判所」といいます。）の発行する「指示書」に基づく現金資産の管理を行うためのもので、裁判所の「指示書」のある場合のみ預入ができます。なお、追加預入は、取引店のみで取扱います。

（２）この預金は、被後見人を名義人とする預金として、被後見人と後見人の氏名その他必要な事項について書面により届出し、当該後見人による手続による場合のみ預入することができます。この場合、当組合所定の手続にて口座開設し、手続において記入する名義は、預金名義人である被後見人の氏名と後見人の氏名の併記を要するものとし、使用印鑑は後見人による届出印を使用するものとします。

（３）この預金の手続を、後見人が他の方に包括的に代理権を授与して行うことはできません。

2.（取引の開始）

この預金は、お客さまが本規定を承諾し、当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ当組合所定の必要書類を添えて申し込み、当組合がこれを受領し承諾した場合に開始されるものとします。

3.（振込・振替の取扱い）

この預金で、受入れすることができる振込金または振替金は、裁判所による「指示書」に基づく範囲で受入れる場合に限ります。

4.（預金の払戻し）

（１）この預金は裁判所による「指示書」がある場合のみ、取引店において払戻しを請求することができます。また、払戻し金は、振替または振込により支払うものとし、現金での支払いはできません。

（２）この預金を払戻すときは、裁判所の「指示書」の他に、当組合所定の払戻請求書に預金名義人となる被後見人と後見人名を併記し、後見人による届出の印章を押印して、通帳とともに提出してください。

5.（自動支払い等）

（１）この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金等の自動受取口座として指定することはできません。

（２）前項に係らず、裁判所による「指示書」に基づき、この預金から、この預金と同じ名義人の同一店の別の普通預金口座へ、一定額を一定期間毎に自動振替する必要がある場合のみ、当組合所定の手続にて申込むことにより、預金自動振替サービスを利用することができます。

6.（付帯サービスの取扱い）

（１）この預金口座は、キャッシュカードの発行はできません。

（２）この預金口座は、インターネットバンキングなどの各種付帯サービスを利用することはできません。

7.（解約）

（1）この預金口座は、以下の事由に該当した場合、当組合所定の手続により解約することができます。

①裁判所による「指示書」に基づく場合

②口座名義人が死亡したとき

③口座名義人の後見開始取消審判が確定したとき

④未成年後見の場合で、所定の後見期間を経過したとき

⑤法令の改正などにより、本商品の取扱いを継続することができないと当組合が判断したとき

（2）この預金口座を解約する場合は、通帳、届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。ただし、前項第1号から第3号の何れかに該当する場合はその事由を確認できる書類も提出して下さい。なお、解約の手続は、法令および当組合所定の手続によるものとします。

8.（手数料）

（1）取引にかかる諸手数料は、別途定める通りとします。

（2）当組合が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容または新設内容を当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他当組合所定の方法により告知します。

9.（普通預金規定または無利息型普通預金規定の準用）

この規定に定めのない事項については、普通預金規定または無利息型普通預金規定によるものとします。

10.（規定の変更）

（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上